裁判員制度

目次

- 1 はじめに
- 2 裁判員制度は何故導入されたのか
- 3 裁判員制度とはどういった制度なのか
- 4 裁判員制度のメリット・デメリット
- 5 通知が来て
- 6 おわりに

1 はじめに

2009年5月21日から、裁判員制度が始まります。今日が4月11日ですから、まさに施行される目前、といったところです。目前に迫っている本制度ですが、みなさんは一体この制度についてどれほどのことを知っているでしょうか?今回のSPDでは、その概略を知ってもらい、その上で、みなさんにこの裁判員制度について考えてもらいたいと思います。

2 裁判員制度は何故導入されたのか

そもそも何故この制度が導入されたのか?

法務省によると、『これまでの裁判は、検察官や弁護士、裁判官という法律の専門家が中心となって行われてきました。丁寧で慎重な検討がされ、またその結果詳しい判決が書かれることによって高い評価を受けてきたと思っています。

しかし、その反面、専門的な正確さを重視する余り審理や判決が国民にとって理解しにくいものであったり、一部の事件とはいえ、審理に長期間を要する事件があったりして、そのため、刑事裁判は近寄りがたいという印象を与えてきた面もあったと考えられます。

(中略)

そこで、この度の司法制度改革の中で、国民の司法参加の制度の導入が検討され、裁判官と国民から選ばれた裁判員が、それぞれの知識経験を生かしつつ一緒に判断すること(これを「裁判員と裁判官の協働」と呼んでいます。)により、より国民の理解しやすい裁判を実現することができるとの考えのもとに裁判員制度が提案されたのです。』とある。

3 裁判員制度とはどういった制度なのか

● 目的

裁判員制度は、市民から無作為に選ばれた裁判員が裁判官とともに裁判を行う制度です。 国民の司法参加により…

- ・市民が持つ日常感覚や常識といったものを裁判に反映する
- ・司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上を図る

● 対象となる事件

裁判員制度が適用される事件は地方裁判所で行われる刑事裁判のうち、殺人罪、傷害致死罪、強盗致死傷罪、現住建造物等放火罪、身代金目的誘拐罪など、一定の重大な犯罪についての裁判。

平成 20 年のデータでは、対象となる事件の数は 2323 件で、割合で言うと刑事事件全体の 約 3%。このことから、一年間に裁判員裁判に実際に参加する人は約 1,4 万人。約 5500 人に 1 人の割合だとわかる。

合議体の形成

裁判は原則として裁判員6名、裁判官3名の合議体で行われる。

ただし、被告人が事実関係を争わない事件については、裁判員 4 名、裁判官 1 名で審理 することが可能。

何をするのか

裁判員には出廷義務と守秘義務が付されている、それぞれそれを犯したものには過料、 懲役・罰金刑に処される。

実際に審理に参加して、裁判官とともに、

- ・出廷、証拠調べの参加
- ・事実認定(有罪か無罪かの判断)
- ・有罪の場合は量刑判定

法律の解釈についての判断や訴訟手続についての判断など、法律に関する専門知識が必要な事項については裁判官が担当する。裁判員は、証人や被告人に、裁判官を通して質問することができる。

有罪判決をするために必要な要件が満たされていると判断するには、合議体の過半数の 賛成が必要で、裁判員と裁判官のそれぞれ 1 名は賛成しなければならず、以上の条件が満 たされない場合は評決が成立しない。

● 裁判員になる資格

原則として、衆議院議員の選挙権を有する(20歳以上)のであれば誰でもなることができます。ただし、以下にあたるような人は、裁判員になることができません。

欠格事由(裁判員法14条)=一般的に裁判員になることができない人

- 1. 国家公務員法38条の規定に該当する人(国家公務員になる資格のない人)
- 2. 義務教育を終了していない人
- 3. 禁錮以上の刑に処せられた人
- 4. 心身の故障のため裁判員の職務の遂行に著しい支障のある人
- 5. 就職禁止事由 (裁判員法 15条) =裁判員の職務に就くことができない人
- 6. 国会議員, 国務大臣, 国の行政機関の幹部職員
- 7. 司法関係者(裁判官,検察官,弁護士など)
- 8. 大学の法律学の教授, 准教授
- 9. 都道府県知事及び市町村長(特別区長も含む。)
- 10. 自衛官
- 11. 禁錮以上の刑に当たる罪につき起訴され、その被告事件の終結に至らない人
- 12. 逮捕又は勾留されている人など

事件に関連する不適格事由(裁判員法 17条) = その事件について裁判員になることができない人

- 1. 審理する事件の被告人又は被害者本人、その親族、同居人等
- 2. 審理する事件について、証人又は鑑定人になった人、被告人の代理人、弁護人等、検察官又は司法警察職員として職務を行った人など

その他の不適格事由(裁判員法18条)

その他,裁判所が不公平な裁判をするおそれがあると認めた人は,その事件について裁 判員となることができない。

不選任請求 (裁判員法36条)

検察官及び被告人は、裁判員候補者について、それぞれ 4 人 (補充裁判員を置く場合にはこれよりも多くなる)を限度に理由を示さず不選任請求できる。

辞退理由(辞退理由なので該当する人間も裁判員になることはできる)

- 1. 70歳以上の人
- 2. 地方公共団体の議会の議員(ただし会期中に限る。)
- 3. 学生

- 4. 5年以内に裁判員や検察審査員などの職務に従事した人,3年以内に選任予定裁判員に選ばれた人及び1年以内に裁判員候補者として裁判員選任手続の期日に出頭した人
- 5. 一定のやむを得ない理由があって、裁判員の職務を行うことや裁判所に行くことが困難な人(仕事が忙しい程度では認められない)

公判前整理手続き

裁判員制度では、審理を迅速に行うために、あらかじめ裁判官、検察官、弁護人が初公 判前に協議し、証拠や争点を絞り込んで審理計画を立てることとなっている。

検察官は証明予定事実を明らかにし、証拠を開示。弁護人も争点を明示し、自らの証拠を示さなければならない。手続には被告人も出席でき、採用する証拠や証人、公判日程はこの場で決まり、終了後は新たな証拠請求が制限されます。初公判では検察、弁護側双方が冒頭陳述を行い、手続の結果を裁判所が説明することとなっている。

4 裁判員制度のメリット・デメリット

メリット

- ・現状の裁判に市民の多様で柔軟な意見が取り入れられる
- ・市民にとって司法がより身近なことになる(心理的にも理解の面でも)
- 調書主義の撤廃
- ・裁判官の意識の変革
- ・公判前整理手続きにより裁判が迅速化される

デメリット

- ・市民にとって負担である(肉体的負担、精神的負担)
- ・裁判員の安全性が侵されかねない
- 裁判が粗雑なものになりかねない
- ・裁判員の資質
- ・連日開廷のために弁護人側の対応が危うい
- 1審のみしか適用されない

5 通知がきて

2008年11月29日以降から、初めて裁判員制度の通知が出されましたが、国民はどのような反応をしめしたのであろうか?

最高裁がコールセンターを設置した赤坂のコールセンターには、1日だけで、約3890件の電話がかかってきた。

問い合わせ内容は

- ・どんな場合に辞退できるか=約1070件
- ・病気やけがによる辞退=約320件
- ・育児・介護による辞退=約190件、など辞退についての質問が半数を占め。

結果として、裁判員候補者のうち4人に1人が参加除外となった。

内訳としては、

70歳以上が4万5434人

重い病気やけがが 2 万 2749 人

学生・生徒が 2030 人

就任が禁止された法律専門職や自衛官などが 1488 人

既に死亡した人 300 人以上

6 おわりに

以上が、裁判員制度の簡単な概要です。

これらを踏まえて皆さんには、「裁判員制度に賛成か反対か」について、話し合っていただきます。

参考資料

裁判所http://www.courts.go.jp/(2009年4月10日アクセス)法務省http://www.moj.go.jp/(2009年4月10日アクセス)内閣府http://www.cao.go.jp/index.html(2009年4月10日アクセス)竹田昌弘『知る、考える裁判員制度』(岩波ブックレット 2008年)